

IV. よくある質問

【報告全般について】

Q 1 : 紙面以外の報告方法はありますか？

A 1 : 「電子申請・届出サービス」を利用して、インターネット経由で報告を行うことができます。

詳細については、下記のホームページアドレスで確認をお願いします。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/hokoku-denshi.html>

Q 2 : 報告書のあて先は埼玉県知事ですか？

A 2 : 事業所がある市町村を所管する環境管理事務所長または市長があて先となります。たとえば入間市、川越市にある事業所について報告する場合は次のようになります。

事業所の所在地	あて先
入間市	西部環境管理事務所長
川越市	川越市長

Q 3 : 報告書の様式に、「印」の記載がありますが、押印は必要ですか？

A 3 : 様式に「印」の記載があっても、押印は不要です。

Q 4 : 報告書の提出部数は何部ですか？

A 4 : 正本1部、副本1部を提出してください。副本はコピーで差し支えありません。副本に収受印を押し、控えとしてお返しします。

Q 5 : 前年度の10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更されました。今年度の報告では、報告者と事業所の「事業者名」と「事業所名」はどのように記入したらいいですか？

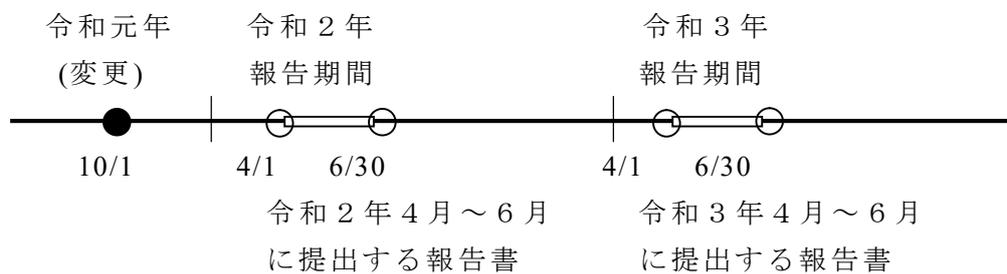
A 5 : 報告者は変更後の名称で、事業所の「事業者の名称」及び「事業所の名称」は変更前（前年の4月1日時点）の名称を記入してください。「前回の報告における名称」は記入しないでください。

Q 6 : 前々年度の10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更されました。今年度の報告では、報告者と事業所の「事業者名」と「事業所名」はどのように記入したらいいですか？

A 6 : 報告者、事業所の「事業者の名称」及び「事業所の名称」は変更後の名称を記入してください。過去に取扱量を報告したことがあれば、「前回の報告における名称」に変更前の名称をそれぞれ記入してください。

※ **Q 5・Q 6** の補足説明

令和元年10月1日付けで事業者及び事業所の名称が変更され、令和2年と令和3年に報告する場合は？



	変更前の名称	変更後の名称
事業者	A (株)	C (株)
事業所	B 事業所	D 事業所

報告者：C (株)
 事業者名称：A (株)
 前回の名称：
 事業所名称：B 事業所
 前回の名称：

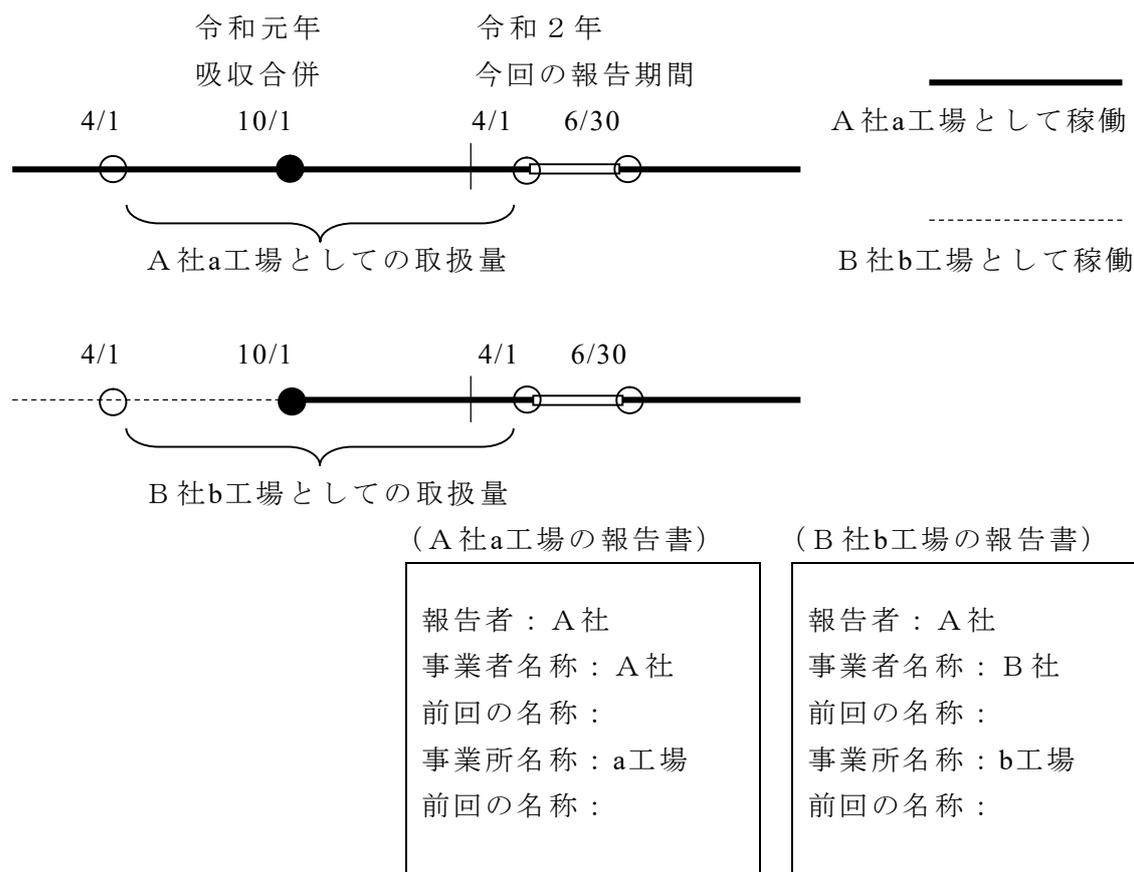
報告者：C (株)
 事業者名称：C (株)
 前回の名称：A (株)
 事業所名称：D 事業所
 前回の名称：B 事業所

Q 7 : 同一の敷地内に2つの事業者・事業所がありましたが、前年度の10月1日付けで吸収合併があり、うち一つの事業者・事業所として存続することになりました。今年度の報告はどのように記入したらいいですか？

A 7 : 別個の事業所として、1年間のそれぞれの取扱量を報告してください（2つの報告書を提出してください）。

※ **Q 7** の補足説明

令和元年10月1日付けで吸収合併され、令和2年に報告する場合は？



※ 令和3年4月～6月に行う報告は、A社a工場のみとなります。前回の報告の名称欄に、「A社a工場」と「B社b工場」を併記してください。

【報告要件について】

Q 8：対象となる事業者が複数の事業所を有しており、いずれかの特定化学物質の年間取扱量が500kg以上の事業所については報告を行いました。一方、どの特定化学物質の取扱量も500kgに満たない事業所について報告は必要ですか？

A 8：必要ありません。報告は、いずれかの特定化学物質の年間取扱量が500kg以上の事業所に限り必要です。

Q 9：事業所にダイオキシン類対策特別措置法の特定施設があります。ダイオキシン類について化学物質管理促進法に基づく届出を行いました。取扱量の報告も必要ですか？

A 9：必要ありません。

【取扱量の把握について】

Q10：特定化学物質の取扱量をどのように把握したらいいですか？

A10：下記のような塗料とシンナーを使用している場合で説明します。

① 原材料の取扱量の確認

事業所で取り扱った原材料の年間取扱量を把握します。

塗料 A

前年度の購入量	20 トン
前年度期首在庫量	4.5 トン
前年度期末在庫量	2.4 トン
年間取扱量	22.1 トン

$$4.5+20-2.4=22.1$$

シンナー B

前年度の購入量	10 トン
前年度期首在庫量	1.1 トン
前年度期末在庫量	1.8 トン
年間取扱量	9.3 トン

$$1.1+10-1.8=9.3$$

② 原材料の SDS の確認

原材料中の特定化学物質の含有率を把握します。

塗料 A の SDS

対象物質名	含有率
キシレン	20 %
六価クロム化合物	0.8 %
トルエン	10 %
鉛化合物	2.5 %

シンナー B の SDS

対象物質名	含有率
エチルベンゼン	1.0 %
キシレン	40 %
トルエン	10 %

※ 六価クロム化合物は特定第一種指定化学物質です。

③ 各特定化学物質の取扱量

含有率が規定以上の特定化学物質について取扱量を把握します。

	含有率
特定第一種指定化学物質 (p.16~p.20の●で示した物質)	0.1%以上
その他の特定化学物質	1.0%以上

塗料 A 及びシンナー B に含まれる特定化学物質を合算して求めます。

	塗料 A	シンナー B	取扱量	報告の要否
エチルベンゼン		$9.3 \times 1.0\% = 0.093$	93kg	×
キシレン	$22.1 \times 20\% = 4.42$	$9.3 \times 40\% = 3.72$	8,100kg	○
六価クロム化合物	$22.1 \times 0.8\% = 0.18$		180kg	×
トルエン	$22.1 \times 10\% = 2.21$	$9.3 \times 10\% = 0.93$	3,100kg	○
鉛化合物	$22.1 \times 2.5\% = 0.55$		550kg	○

注1 取扱量はkg単位の有効数字2ケタで報告してください。

注2 取扱量が0.5トン(500kg)未満の物質は報告不要です。

Q11 : 年間の取扱量が25,300kgで、その内訳は使用量が25,000kg、取り扱う量が300kgとなっています。それぞれの値を有効数字2ケタに直すと取扱量と内訳の合計は一致しなくなりますが、どのように記入したらいいですか？

A11 : 四捨五入で差異が生じる場合でも有効数字2ケタに直した値をそのまま記入してください。

Q12 : ガソリンスタンドで取り扱う特定化学物質の取扱量の内訳は使用量ですか？

A12 : 事業者自ら使用せず小売り等のため事業所において取り扱うので、内訳は「取り扱う量」としてください。

Q13 : エチレンオキシドを充填したボンベを使用しています。使用済みのボンベは購入元の業者が引き取りますが、若干の残圧があります。この場合、取扱量はどのように把握したらいいですか？

A13 : 購入時点でボンベに充填されているエチレンオキシドの全量を取扱量（内訳は使用量）としてください。

Q14 : 鉛を含有する板を加工し製品を製造しています。この場合の取扱量はどのように把握したらいいですか？

A14 : 研磨、切削される金属材料の母材全体に含有される特定化学物質の質量を把握し、取扱量（内訳は使用量）としてください。

Q15 : 次亜塩素酸ナトリウムを水に希釈して使用しています。この場合、塩素として取扱量を報告する必要がありますか？

A15 : 次亜塩素酸ナトリウムは塩素とは別の化学物質です。したがって特定化学物質には該当しませんので、取扱量の報告は不要です。